

# 2003年 1月 例会レジュメ

## 東京都環境局特別講演会

### 01-1 環境局企画課主任 千葉 稔子 様 東京都の温暖化対策について

東京都では2種類の温暖化対策として、地球温暖化と都市のヒートアイランド現象の両方をとらえて対策しようとしている。東京都のエネルギー消費比率は、全国平均に比して、オフィス等の業務部門と運輸部門の構成比率が高くそれぞれ29、37%となっている（全国平均はそれぞれ12、24%）。このため一定規模以上の事業所に対して地球温暖化対策計画書（3年間分）の提出と対策結果報告書の作成を義務付けして平成14年4月1日から実施している。そしてその内容を事業者自ら公表を義務付けている。本制度の特徴は誘導的な手法により事業者の自主的な取組みを促すことと事業者自ら計画書と対策結果を公表させることによりその地球温暖化対策への取組みを明らかにすることである。

### 01-2 環境局企画課 西田 裕子 様 建築物環境計画書制度について

東京都では延べ床面積1万㎡を超える大型建物を新造する場合、(1)エネルギー使用の合理化、(2)資源の適正利用、(3)自然環境保全のための配慮事項を計画書として建築確認申請の30日以上前に都に提出することと、工事完了の届け出を提出することを義務付けている。都はその内容を差し障りない範囲で公表する。本制度は平成14年度6月1日に実施されている。本制度の特徴は、誘導的な手法により建築主の自主的な取組みを促すこと、計画書等の公表により建築物の環境配慮の状況を広く明らかにすること、優れた環境配慮の取組みを行った場合に、そのレベルが示されること等である。講演終了後、講演者と参加者との間で自由な質疑と意見交換が行われた。これを機に今後環境問題に関し、技術士の立場で政策立案にアイデアを提供するとか、環境対策技術の評価などで、我々技術士の活躍の場を拡大できる感触を得た。今後関矢副部会長を窓口折々に、テーマを予め決めて意見交換会を開くことで合意した。

（林裕記）